

とある。往時薪材を岸川から上げた所である故に、元木呂場と稱したのであらうが、後世にはその地名が絶えた。

モトサクジシヨ 故作事所 今の金澤兼六園内の地で、そこに作事所を建てたのは前田利常の薨後であつた。菅家見聞集に、『萬治二年七月作事所を奥村河内屋敷前の明屋敷へ被移建、今の蓮池上の御亭地是也。』と見え、後延寶四年九月の舊記に、『故作事所に座敷を建てたとあるから、この時に再び前に作事所のあつた城内へ復したのである。』

モトタキダニ 元瀧谷 羽咋郡瀧谷に在る。能登誌に、『寺(妙成寺)より七八町奥に元瀧谷といふ所あり。此所に乘師屋敷とて隠居所の古跡あり。』とある。日乗の隠居所があつたからとて、元瀧谷といふのは訝しい。さればとて瀧谷寺即ち妙成寺が、そこから今の所に轉じたのではないやうである。

モトナナヲ 舊七尾 前田利家能登入部の初七尾城に居り、やがて所口に移つてそれを七尾と稱したから、前の城下を舊七尾又は本七尾といふ。舊七尾の址に起つた部落が、今の古城及び古屋敷であらう。↓ナナヲジヨウ七尾城。

モトニヨライジマチ 元如來寺町 金澤の舊町名。初め如來寺町と呼んだ。元祿九年の地子町肝煎裁許附に『木綿町・如來寺町』とあつて、萬治中まで如來寺のあつた所である。今卯辰高町に屬する。

モトネブ 本根布 河北郡井上庄の部落で、もと向栗ヶ崎の北端に近かつたが、向栗ヶ崎の發展につれて遂に相連續するに至つたから、明治九年十一月二邑を併せて向栗ヶ崎と稱す

ることにした。

モトホリシヨウ 本堀庄 西大寺資財流記帳寶龜十一年十二月に江沼郡本堀莊があつて、當時同寺領であつたが、その位置は明らかでない。

モトムラキジシヤ 本村井神社 石川郡村井に在る。延喜式神名帳に、『モトムラノキと訓ずるものは非であらう。式内等舊社記に、『本村井神社。式内一社。山島郷村井村鎮座。祭神少彦名命。今稱春日大明神。』加越能舊跡緒に、『村井領の内に申樂田と申田地有。同村に春日明神の社有。昔此社に能有之。其申樂田と申田地有之にて、今以申樂田と云。』など見え、又加賀古跡考に、『今は金澤野町神明の神主多田氏の持宮で、春日明神といふとある。本村井といふのは、同村の垣内に對して、その親村を指したのであらう。』

モトヤマシシヤ 本山新八 大聖寺藩士。初名幸之助。嘉永二年三月家督を相續し、祿三十五依を受けた。明治二年以降大聖寺藩吏となり、四年二月權少屬に任ぜられたが、同年秋から農民に不穩の舉動をなすものあり、その際新八の進言する所容れられず、十一月遂に暴動化したので、自ら責任を感じ割腹した。

モトヨシ 本吉 石川郡長屋庄に屬する部落。手取川の河口に在る。越登賀三州志に、本吉の舊名を藤塚といふたので、今も藤塚山王社がある。後藤塚村とハサ場村とを併せ、山王の別當元吉寺の號を採つて元吉と名づけたのが、後に本吉に變じたのであるとして居る。正保の高辻帳には既に本吉と記せられ、承應元年町奉行を置いて本吉町となり、明治

の後更に美川町と改めた。↓ミカハ 美川。モトヨシコウ 本吉港 ↓ミカハコウ 美川港。

の後更に美川町と改めた。↓ミカハ 美川。モトヨシコウ 本吉港 ↓ミカハコウ 美川港。

モトヨシサツ 本吉札 石川郡本吉では、天保中町奉行關澤六左衛門在役の節、藩の許可を得て初めて錢札を製造通用した。その種類に十文札二十文札三十文札五十文札百文札二百文札があつた。又慶應末年本吉湊裁許高林孫兵衛の在役中、新錢札發行の許可を得、明治元年七月郡治局からそれを出したが、五年に至つて償却せられた。

モトヨシミンナトサイキヨ 本吉湊裁許 石川郡本吉の米倉は、慶安元年小澤九右衛門・澤崎清左衛門の奉行となつたに初るものであるが、本吉湊裁許となつたのは承應元年小塚長兵衛が命ぜられに起り、明曆三年奥田惣左衛門が加り、長兵衛は寛文十二年に死し、惣左衛門は延寶元年に死んで、その跡に田邊兵左衛門が代り、後世まで一人役となつた。

モトヨシヤヤエモン 本吉屋彌右衛門 金澤の町人。寛文四年越前屋孫兵衛に代つて銀座を命ぜられたが、元祿十五年十二月廿八日免ぜられ、寶永六年七月廿六日歿した。

モトヨリ 本折 能美郡小松の内の地名。廻國雜記に、『もとをりを通り侍りけるに、人のきぬを織りけるを見て、たれかもとおりそめつらんよるこびをくはふる國のきぬのたてぬき』とあり、永祿五年四月の文書には、本折村が今まで西郡某の知行であつたのを、子細あつて幕府御料所にしたと見える。越登賀三州志に、昔は小松町の下口梯の方を小松と

いひ、上口三日市町の方を本折というたので、今南端の街尾に本折端の名があると記する。小松多太神社の慶安二年四月十五日附前田利常の制札に、『小松八幡宮産子在所者、本折並沖村・向本折村云々』とあるものは是であり、向本折村は本折端の西に相對する。

モトヨリウヂ 本折氏 攝津家文書嘉吉元年十二月廿四日細川右京大夫持之判書に、『本折但馬入道父子打入加賀國云々、不日合力山川筑後入道可被致忠節之由所被仰下也。』又文安二年七月十日細川右京大夫勝元判書に、『富樫次郎並本折以下治罰事、被仰富樫介泰高訖。』とあり、又白山宮莊嚴講中記録文明六年七月廿六日に本折祖福の名が見える。その他官地論高尾落城の條には、『富樫政親の臣本折越前守が降人となつて斬られたとある。』

モトヨリグチ 本折口 朝倉義景の感狀永祿七年十月三日附飯田又四郎宛のものに、『去月十七日於加賀國能美郡本折口合戦之時首一討捕云々』とある。本折口は小松町の南端で、この判書は永祿七年のものであらう。

モトヨリサンノウシヤ 本折山王社 能美郡小松に鎮座する。社記に、『もと得橋郷船見山石部神社の相殿に鎮座したが、後今の地に移し、小松の産土神とした。故に本社之神職は船見山の石部神社を兼帶し、山王祭には國府から駕輿丁が来るを例としたといひ、式内等舊社記にも、『本折山王神社。小松本折鎮座。舊傳云。往古得橋郷南山石部神社鎮座之處、中古勸請于此地云。』と同じ趣を記してゐる。明治八年六月社號を本折日吉神社と改めた。

モトヨリジヨウ 本折城 能美郡小松の街